

計画期間
令和7年度～令和12年度

神奈川県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和8年3月

神奈川県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	4
1	酪農及び肉用牛生産の役割、機能	4
2	現状と課題及び今後の取組方針	4
	(1) 現状と課題	
	(2) 今後の取組方針	
	<生産基盤の強化>	4
1)	畜産クラスター等の取組による生産基盤の強化	4
	ア 酪農経営	
	イ 肉用牛経営	
	ウ 酪農・肉用牛経営共通	
2)	多様な担い手の確保と育成	5
	ア 担い手の確保と育成	
	イ 支援体制の充実	
3)	飼料の自給度向上	6
	ア 品質及び生産性の向上	
	イ 飼料作付面積の拡大	
	ウ 耕畜連携の推進	
	エ 未利用資源の有効活用	
	オ スマート農業技術の活用	
4)	家畜改良増殖の推進と新技術の活用・普及	6
	ア 家畜改良増殖の推進	
	イ 新技術の活用・普及	
	<畜産環境対策の推進>	7
5)	畜産環境対策の推進	7
	ア 臭気対策・汚水対策の推進	
	イ 良質な堆肥生産と利用推進	
	<畜産物の出口戦略の推進>	8
6)	消費者からの信頼確保と地産地消を目指した出口戦略及び食育の推進	8
	ア 安全で安心な畜産物の提供	
	イ 地産地消を目指した出口戦略及び食育の推進	
7)	6次産業化の推進	9
II	生乳の生産量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	10
1	生乳の生産量及び乳用牛の飼養頭数の目標	10
2	肉用牛の飼養頭数の目標	11

Ⅲ	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	12
1	酪農経営方式	12
2	肉用牛経営方式	13
Ⅳ	乳牛または肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	14
1	乳牛	14
2	肉用牛	15
Ⅴ	飼料の自給度の向上に関する事項	16
1	飼料作物の作付面積等の目標	16
Ⅵ	生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	17
1	集送乳の合理化	17
2	乳業の合理化	17
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	18
Ⅶ	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	20
1	アニマルウェルフェアの推進	20
2	自然災害に強い畜産経営の確立	20
3	暑熱対策の推進	21
4	経営安定対策等の着実な運用	21

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産の役割、機能

本県の畜産業は、農業の中核部門として農業産出額の約 25%を占め、県民の食生活に不可欠な動物性たん白質やミネラル等の栄養素を供給し、豊かな食生活に大きく貢献している。また、農業生産に不可欠な良質堆肥の供給や食品残さの飼料化を通じて資源循環にも重要な役割を担っている。

酪農及び肉用牛生産は、安全で新鮮な牛乳・乳製品・牛肉の安定供給に加え、飼料作物生産を通じて飼料自給度の向上や農地の有効利用に寄与している。また、防災や良好な景観形成等、多面的機能も発揮している。さらに、都市近郊の農場では、消費者が畜産に触れる機会を提供し、食育の場としても機能している。

このように、畜産は単なる生産活動にとどまらず、人々に「食」や「命」への意識を育み、地域文化を支える重要な役割を果たしている。

2 現状と課題及び今後の取組方針

(1) 現状と課題

近年、全国の畜産業では、飼料や燃料をはじめとする資材、人件費、肥育素牛価格の高騰により生産コストが上昇し、経営環境の悪化が課題となっている。また、担い手の高齢化や後継者不足が進み、労働力の確保が困難になっている。本県でもこうした影響を受け、令和元年から令和5年までの5年間で乳用牛飼養戸数は約40%、肉用牛飼養戸数は約20%減少と、畜産農家の戸数が急激に減少している。

さらに、本県では県土が狭く都市化が進んでいるため、農業用地の確保が難しく、規模拡大が困難である。その結果、スケールメリットを十分に得られない一方で、臭気や騒音の対策のための費用や時間が経営の負担を大きくしている。

加えて、「みどりの食料システム戦略」（農林水産省 令和3年5月）を踏まえ、温室効果ガス排出削減や、アニマルウェルフェアへの対応等、持続可能な畜産のさらなる推進が求められている。

(2) 今後の取組方針

本県は、人口920万人の大消費地という強みを最大限に活かし、地域社会との共生を図りつつ、持続的かつ安定した畜産経営の確立を目指す。県は、この目標に向け、生産基盤の強化、畜産環境対策、畜産物の出口戦略の三つの柱を軸に、生産者や畜産関係団体、市町村と連携し、以下の取組を推進していく。

<生産基盤の強化>

1) 畜産クラスター等の取組による生産基盤の強化

畜産クラスターは、畜産農家と地域の畜産関係者が連携し、畜産業の収益性向上を目指す取組である。県は、この取組を推進し、生産基盤の強化と地域ネットワークの活性化を図る。

ア 酪農経営

県は、自動給餌機や搾乳ユニット自動搬送装置、牛群管理システム等のスマート農業技術の導入を支援し、作業の省力化や乳量・乳質の向上を推進する。また、TMRセンターや酪農ヘルパー等の外部支援組織が安定的に機能するよう関係機関と連携し、地域全体の生産効率化を図るとともに、自給飼料生産による飼料費の低減を推進する。さらに、生産者が遺伝的能力評価や黒毛和種受精卵・精液の計画的利用を通じて、優良な後継牛の確保と収益向上を進める取組を支援する。

イ 肉用牛経営

県は、生産者が主体的に取り組む、肉専用種繁殖経営や繁殖・肥育一貫経営、肥育経営といった経営形態に応じた生産性向上を促進する。繁殖経営においては、育種価の高い優良繁殖雌牛への更新や、初産月齢の早期化、分娩間隔の短縮に向けた取組を後押しする。また、分娩監視・発情発見器や、自給飼料生産による飼料費の低減を推進する。

さらに、酪農経営との連携により、生産者が乳用牛から生産された黒毛和種受精卵産子を積極的に活用することや、一貫経営への移行を通じて子牛価格の高騰及び導入した子牛の飼い直しを回避する取組を支援する。併せて、需給に応じた適期出荷や規模拡大、食品残さ及び県内産稲わらの有効活用を通じた、収益力の向上を支援する。

ウ 酪農・肉用牛経営共通

県は、各畜産クラスター協議会と連携し、生産者の適正な飼養管理や疾病予防、暑熱対策、アニマルウェルフェアの実践を推進する。また、スマート農業技術の導入、遺伝的能力の向上、経営の法人化や繁殖・肥育一貫経営への移行を支援し、経営の効率化を促進する。さらに、県は、生産者が農場HACCPを適切に運用できるよう支援し、安全性の確保と、消費者の信頼向上を通じて、生産基盤の強化を図る。

2) 多様な担い手の確保と育成

酪農及び肉用牛経営の担い手は後継者を基本としつつ、農業生産法人を含む多様な営農形態を担い手と位置づける。県は、生産者、畜産関係団体、市町村と連携し、以下の取組を推進する。

ア 担い手の確保と育成

県は、新規就農者の確保に向け、酪農ヘルパーや飼料作物の栽培・生産、農業機械の運用、畜産物の流通等、周辺産業について情報提供を行い、畜産を支える多様な仕事への理解を促進する。また、担い手育成のため、農業高校や教育機関、農業団体と連携し、実践的な技術を習得できる研修事業を実施する。さらに、イベントや出前授業を実施し、県民に幅広く畜産の魅力をもPRする。

イ 支援体制の充実

県は、担い手が初期投資や規模拡大による過大な負担を抱えないよう、融資制度や経営相談、技術的支援を充実させる。また、畜産の生産現場で活躍できる技術者や指導者を養

成するため、畜産関係団体や農業高校と連携し、専門的な研修や技術講習を実施する。これらの取組により、地域畜産の基盤を強化し、酪農及び肉用牛経営の安定化を図り、次世代の担い手が活躍できる環境づくりを進める。

3) 飼料の自給度向上

県は、自給飼料の生産拡大を進めるため、青刈りとうもろこしや飼料用稲の導入を推進するとともに、食品残さや、ほ場還元されている稲わら等の未利用資源を積極的に活用し、国際情勢の影響を受けにくい国産飼料の生産・利用の推進を目指す。

ア 品質及び生産性の向上

地域の実情に適した飼料作物の奨励品種の普及、畜産クラスター事業の活用による効率的な飼料生産機械の導入、栽培管理技術の向上等により品質及び生産性の向上を図る。

イ 飼料作付面積の拡大

未利用農地の活用や農地の区画を大きくすることで、効率的な土地利用による自給飼料生産を推進する。また、青刈りとうもろこしの二期作、青刈りとうもろこしと他の作物との二毛作や高収量品種の導入を推進することでTDN（可消化養分総量）収量の増加を図る。

ウ 耕畜連携の推進

畜産農家が県内外の耕種農家と連携できるようマッチングを推進することで、耕種農家が生産した飼料を畜産農家に供給する体制の構築を目指す。また、連携体制構築のための機械・施設整備を支援することで飼料作物の生産及び利用拡大に努める。

エ 未利用資源の有効活用

飼料費の低減や資源循環を図るため、畜産農家と食品製造事業者のマッチングを推進し、食品残さや食品製造副産物を利用して製造された飼料（エコフィード）については、安全性を確保しつつ、保存性や嗜好性を高めることで利用拡大を進める。また、肉用牛経営での県内産稲わらの利用拡大を図るため、県内の耕種農家から畜産農家へ稲わらを供給し、畜産農家から耕種農家へ堆肥を供給するといった耕畜連携に努めるとともに、稲わらを効率的に収集する方法を検討する。

オ スマート農業技術の活用

飼料生産性の向上や作業の省力化を図るため、ほ場の作業計画や実績をスマートフォン等で記録できるほ場管理システムや、昨今の気候変動により本県で拡大している青刈りとうもろこし害虫のツマジロクサヨトウ被害に対するドローン防除等のスマート農業技術の効率的な導入・普及に努める。

4) 家畜改良増殖の推進と新技術の活用・普及

家畜の改良増殖は、家畜の能力や生産性、畜産物の品質向上において重要であり、品質

や価格で「強み」のある畜産物を安定的に生産する上で欠かせない取組である。味わい、安心・安全、持続可能性といった消費者ニーズを踏まえ、県は、生産者と連携し、家畜の改良増殖や、新技術に係る以下の取組を組織的かつ計画的に推進する。

ア 家畜改良増殖の推進

(7) 乳用牛

- ① 牛群検定成績や種雄牛評価成績、遺伝的評価値等の客観的な情報に基づき、長命連産性、耐暑熱性や抗病性の向上に配慮する。
- ② 乳量及び乳質の向上を図るため、適切な飼料給与体系や飼養環境の整備、衛生管理を徹底し、乳房炎や代謝異常を防ぐ。さらに、データに基づく性選別精液の適切な利用や、OPUなどの高度な繁殖技術などの利用による改良を推進する。
- ③ 体型については、乳器及び肢蹄を重視した改良を推進し、経産牛の供用期間を延ばすことで、生涯生産性の向上を目指す。

(1) 肉用牛

- ① 黒毛和種の繁殖牛では、枝肉情報や血縁情報、遺伝的能力評価等の客観的な情報に基づく改良を進めるとともに、適切な飼養管理による受胎率の向上や分娩間隔の短縮を進める。
- ② 黒毛和種の肥育牛では、成長段階に応じた飼料設計や飼養技術の最適化を図るとともに、暑熱に強い品種の選定や改良を推進し、肉質の向上を目指す。また、脂肪交雑を活かした慣行肥育に加え、効率的な生産を目指す選択肢として、短期肥育・早期出荷にも取り組む。
- ③ 交雑種では、一定水準の肉質を確保しつつ、飼料利用性の高い種雄牛を活用し、効率的な生産体系を構築する。

イ 新技術の活用・普及

乳用牛については、遺伝的能力値の活用を進めるとともに、自動給餌機や搾乳ユニット自動搬送装置による飼養管理の高度化を推進する。また、牛群検定データやセンサー情報（例：活動量、体温、発情兆候）の解析を活用し、個体ごとの飼養管理を精密化する取組を進める。さらに、プロバイオティクスによる減投薬技術や、メタン排出を削減する飼料添加物等、新しい飼養管理技術の活用を図る。

肉用牛については、食味や飼料利用性、繁殖性等、新たな改良形質に焦点をあて、遺伝子解析を活用した選抜を進める。また、短期肥育や早期出荷に関する科学的知見の蓄積とその普及を推進し、肥育期間の短縮やコスト削減を実現することで、効率的な生産技術の確立を図る。

<畜産環境対策の推進>

5) 畜産環境対策の推進

都市化の進んだ本県の畜産経営では、地域の生活環境との調和が特に求められている。実際に、畜産に起因する苦情の発生率（苦情発生戸数／畜産農家戸数）は、全国の約2%

に対し、本県では約 21%と高く、主な原因は臭気（約 7 割）である。このため、日頃から農場の環境美化や衛生対策に努めるとともに、地域住民の理解と信頼を築くことが重要である。さらに、臭気や水質に係る環境規制が強化されていることから、臭気や汚水への対策を進めるとともに、家畜排せつ物の資源循環・適正処理を通じた堆肥利用拡大が求められる。

ア 臭気対策・汚水対策の推進

県は、生産者が臭気や汚水への対策に主体的に取り組める環境を整える。その一環として、家畜の適正な飼養管理や、既存施設の改修・定期点検について助言する。また、畜舎の換気設備や脱臭装置の普及・導入について技術的な助言を行い、環境負荷を軽減する取組を支援する。加えて、県は、持続可能なふん尿処理技術及び汚水処理技術の研究を進め、その成果を生産者と共有し活用することで、都市型畜産の持続可能性を高め、地域環境との調和を図る。

イ 良質な堆肥生産と利用推進

耕種農家のニーズに即した良質な堆肥の生産と利用を推進するため、県関係機関及び県畜産関係団体で構成される県畜産経営環境保全総合対策指導協議会が技術指導や優良事例の普及・導入を行う。また、持続可能な資源循環体制を構築するため、畜産農家と耕種農家との有機的な連携を支援する。

<畜産物の出口戦略の推進>

6) 消費者からの信頼確保と地産地消を目指した出口戦略及び食育の推進

県は、畜産物の安全性を確保し、県産品の認知度向上や消費拡大を推進するため、以下の取組を推進する。

ア 安全で安心な畜産物の提供

(7) 生産段階における衛生管理の充実・強化

- ① 県は、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、国、市町村の関係機関と連携し、生産者による飼養衛生管理基準の遵守や、農場 HACCP の普及・定着を進められるよう支援する。
- ② 県は、平常時から、関係者間での確なりリスクコミュニケーションを行うことを促進するとともに、多様な媒体を活用し、県民に向けて分かりやすく迅速な情報提供を行う。

(4) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品等に係る安全性の確保

- ① 県は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和 28 年法律第 35 号）や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）に基づき、流通飼料や動物用医薬品等の品質維持と適正な流通・使用を推進することで、家畜及び畜産物の安全性確保を図る。
- ② 県は、獣医師及び生産者が「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）の改正（平

成 15 年法律第 55 号) に基づく「ポジティブリスト制度」の遵守を徹底するよう、生産者団体の指導を支援するとともに、技術的助言や情報提供による指導体制の整備を進める。

- ③ 県は、生産者が、飼料作物への農薬の使用において、使用基準を正しく遵守できるよう、支援、指導を行う。飼料用稲（稲発酵粗飼料、飼料用米）の生産については、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（(一社)日本草地畜産種子協会)及び「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」（(国)農業・食品産業技術総合研究機構)に基づく適切な栽培管理を推進する。

(ウ) 加工・流通段階における安全性の確保

令和 3 年 6 月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が完全施行され、牛乳工場や食肉処理場等、原則すべての食品等事業者は H A C C P に沿った衛生管理に取り組むこととなった。県は、県内の乳業工場や、と畜場等が適切に衛生管理を行えるよう、関係機関と連携して H A C C P の運用を支援する。

イ 地産地消を目指した出口戦略及び食育の推進

県は、県民の地場産畜産物への関心の高まりと、大消費地という地理的メリットを活かし、県民が地域で生産された新鮮な畜産物を選択できる環境を整備する。県産牛乳・乳製品や牛肉について、認知度向上や高付加価値化に取り組むとともに、流通・販売・消費の各分野にアプローチする「出口戦略」を進め、販路拡大を通じた収益性向上を図る。

(ア) 地産地消の推進

県は、地域で生産された畜産物の安全性や価値に関する情報を県民に提供し、理解を深めることで消費拡大を促進する。牛乳・乳製品については、学校給食や酪農・乳業関係団体との連携を通じてイベントや普及啓発事業を実施し、認知度を高める。牛肉については、銘柄牛の生産を推進し、地域の特色ある牛肉供給を支援する。

(イ) 食育の推進

県は、本県の畜産の歴史や家畜の生態、畜産物の生産過程、栄養特性・機能性に関する情報を広く県民に提供する。また、教育機関と連携し、子供や保護者への食育や、生産者と消費者の交流・ふれあいの機会を設けることで、県民が「食」について考える習慣を身につけられるよう支援する。これにより、生涯を通じた県民の健全な食生活の実現を支援する。

7) 6次産業化の推進

6次産業化には、初期投資、商品開発、販路開拓、品質の確保、生産・販売を両立する体制整備等、多くの課題がある。このため、県は、畜産クラスター関連事業や融資制度に加え、「地域資源活用・地域連携サポートセンター」を活用した専門家相談や新商品開発支援等を通じて、生産者や事業者の活動を後押しする。これらの取組を通じて、関係者が一体となり、畜産物の販路拡大や新たな事業展開を進めることで、収益力の向上を目指す。

II 生乳の生産量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産量及び乳用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
神奈川県	県下全域	4,020	3,240	2,950	8,073	23,818	3,000	2,450	2,310	8,300	19,200

（注）1. 現在：令和6年2月1日（農林水産省 畜産統計）

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
神奈川県	県下全域	5,130	380	1,700	240	2,320	70	2,740	2,810

区域名	区域の範囲	目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
神奈川県	県下全域	4,795	360	1,450	180	1,990	55	2,750	2,805

(注) 1. 現在：令和6年2月1日（農林水産省 畜産統計）

2. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
3. 肉専用種のおの他は、肉専用種計から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。
4. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要						生産性指標														
	経営形態	飼養形態					牛		飼料						人						
		経産牛頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営				
	頭				ha	kg	産	kg/10a	ha			%	%	円(%)	hr	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
都市近郊型	家族	30	つなぎ ハイライン 自動給餌機	ヘルパ- 預託牧場	分離給与 TMR	—	8,300	3	イリアンライク 4,000 青刈りとうも ろこし 5,500 稲WCS 2,700	5	TMR	—	35	50	149.9 (85%)	105	3,150 (1,500× 2人)	4,360	3,730	630	315

2 肉用牛経営方式

肉用牛（肥育・一貫経営）

経営モデル	経営概要						生産性指標																			
	経営形態	飼養形態					牛						飼料					人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日あたり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト		労働		経営		
																				肥育牛1頭当たり費用合計	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得
頭	頭	頭	頭	頭	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg/10a	ha			%	%	千円	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
繁殖・一貫化により素畜費低減を図る家族経営	家族	繁殖15 肥育45	牛房 群飼	—	分離給与	—	13	25	8	27	19	775	1	イリ77ライグラス 4,000 青刈りとうもろこし 5,500	2	—	稲わら 飼料用米 エコフィード	20	40	530	60	3,684 (3,070× 1.2人)	1,848	1,647	201	168
国産飼料等の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	家族	150	牛房 群飼	—	分離給与	—	—	—	8	27	19	775	1	—	—	—	稲わら 飼料用米 エコフィード	20	20	585	30	4,000 (2,500× 1.6人)	11,671	11,477	194	121
肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減等により収益性の向上を図る交雑種の肥育の家族経営	家族	150	牛房 群飼	—	分離給与	—	—	—	7	24	17	835	1	—	—	—	稲わら 飼料用米 エコフィード	20	20	550	30	4,000 (2,500× 1.6人)	9,005	8,947	58	36

IV 乳牛または肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名	総農家戸数 ①	飼養農家戸数 ②	②／①	乳牛頭数		1戸当たり	
				総数 ③	うち成牛頭数 ④	平均飼養頭数 ③／②	
	戸	戸	%	頭	頭	頭	
県 下 全 域	現在 (令和5年度)	11,402	117 (0)	1.03%	4,020	3,240	34.4
	目標 (令和12年度)		75 (0)		3,000	2,450	40.0

(注) 飼養農家戸数欄の()は、子畜のみを飼養している農家の戸数を内数で記入。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

本県の酪農は全国平均より小規模な家族経営が中心だが、県は、個々の生産者の経営方針に応じた支援を進める。規模拡大を目指す生産者には、畜舎整備や草地造成による自給粗飼料の生産基盤強化や施設整備を推進するとともに、性判別技術や牛群検定の活用、乳用後継牛の計画的更新により生産性の向上及び収益力の強化を図る。また、スマート農業技術の導入を促進し、効率的な飼養管理により労働負担の軽減やさらなる生産性向上を支援する。規模維持を目指す生産者にも同様の生産性向上策を支援し、酪農経営の安定化を促進する。地域の関係機関と緊密に連携しつつ、個々の生産者の意欲や課題に応じた持続可能な酪農経営の総合的な支援を進める。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		①	②	②/①	肉用牛飼養
			総農家数	飼養農家戸数		頭数
			戸	戸	%	頭
肉専用種繁殖経営	県下全域	現在 (令和5年度)	11,402	11	0.10%	180
		目標 (令和12年度)				168
肉専用種肥育経営	県下全域	現在 (令和5年度)	11,402	23	0.20%	2,550
		目標 (令和12年度)				2,384
乳用種・交雑種肥育経営	県下全域	現在 (令和5年度)	11,402	17	0.15%	2,400
		目標 (令和12年度)				2,243

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

本県の肉用牛飼養規模の拡大について、県は、個々の生産者の経営方針に応じた支援を進める。規模拡大を目指す生産者には、必要な施設整備や頭数増加の取り組みを推進するとともに、酪農経営での受精卵移植を活用した和牛子牛生産を促進し、酪農との連携を強化することで肥育素牛供給基盤の整備を図る。また、畜産クラスター事業を活用し、繁殖雌牛や肥育素牛の生産基盤を向上させることで、生産性の向上及び収益力の強化を支援する。さらに、スマート農業技術を活用した飼養管理や分娩監視の効率化、労働負担の軽減を図ることで、経営体の強化を後押しする。規模維持を目指す生産者にも同様の生産性向上策を支援し、地域の関係機関と緊密に連携しつつ、個々の生産者の意欲や課題に応じた持続可能な肉用牛経営の総合的な支援を進める。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在(令和5年度)	目標(令和12年度)
飼料作物の作付面積	346ha	262ha
飼料作物の生産量	2,597TDN トン	1,963TDN トン
飼料自給度	15.3%	16.3%

※飼料作物の作付け面積には飼料用米は含まない。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

本県において、県内で生産された生乳は、集乳後に県内の乳業工場へ直接搬入されている。また、集乳コストの低減を図るため、平成19年12月に集送乳合理化委員会を作り、それまでの集送乳路線を整理して効率的な集乳を推進した。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量 2トン以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100
県下 全域	(令和5年度) 現在	飲用牛乳を主に 製造する工場	8工場	合計	826,773kg	1,443,515kg	57.3%
				1工場平均	103,347kg	180,439kg	64.2%
		乳製品を主に製 造する工場	1工場	合計	6,627kg	123,840kg	5.4%
				1工場平均			
	(令和12年度) 目標	飲用牛乳を主に 製造する工場	9工場	合計	826,773kg	1,443,515kg	57.3%
				1工場平均	103,347kg	180,439kg	64.2%
		乳製品を主に製 造する工場	9工場	合計	6,627kg	123,840kg	5.4%
				1工場平均			

(2) 具体的措置

県内の乳業工場は、主に飲用牛乳を製造する8工場で、そのうち生乳処理量で年間5万トン以上が2工場、2～5万トン程度が4工場、2万t未満が2工場となっており、大規模工場が比較的多いという特徴がある。また、このうち大手が2工場、中小が6工場、学校給食用牛乳は7工場で製造されている。主に乳製品を製造する1工場の生乳処理量は年間2万トン未満である。老朽化が進む中小飲用牛乳工場に対して、適宜補助事業等の情報共有を行うことで機器更新や稼働率の上昇を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

1) 家畜市場の現状

名称	開設者	年間開催日数						年間取引頭数（令和6年度）					
		肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
		初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
		日	日	日	日	日	日	頭	頭	頭	頭 ()	頭 ()	頭 ()
神奈川県家畜市場	神奈川県家畜商業協同組合	0	35	35	35	35	35	0	67	0	616 (580)	407 (400)	0

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入。

2. 初生牛とは生後1～8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のもの。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入。

2) 具体的取組

本市場は県内で唯一の家畜市場であり、公正な取引や適正な価格形成を図りつつ、生産者・購買者の利便性の向上を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

1) 食肉処理施設の現状

名称	設置者	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③
			①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
横浜中央卸売市場食肉市場	横浜市	244	1,200	420	633.5	302.8	72	-	-	-	-	-
神奈川県食肉センター	神奈川県食肉センター	251	2,840	240	1753	76.4	61.7	1,540	240	959.3	14.4	62.3
計	2ヶ所	495	4,040	660	2,386.5	379.2	133.7	1,540	240	959.3	14.4	62.3

(注) 1. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載。

2) 食肉処理施設の施設整備目標

県内の食肉処理加工場は、平成14年4月に現在の1市場と1食肉センターの計2か所に再編整備されている。

3) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（令和6年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
			県内②	県外			県内②	県外	
県下全域		頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	%
	肉専用種	1,026	390	636	38.0%	937	356	581	38.0%
	乳用種	749	706	43	94.3%	599	565	34	94.3%
	交雑種	1,347	1,303	44	96.7%	1,488	1,439	49	96.7%

4) 具体的取組

と畜解体から部分肉加工処理まで一貫的かつ大規模に行う食肉センターについては、食肉の処理コストや部分肉流通の拡大による流通コストを低減するとともに、国産食肉の安全性に寄与している。引き続き、HACCPによる衛生管理を推進し、輸出国の求める衛生基準にも配慮しながら、機能強化や処理頭数及び稼働率向上を図る。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 アニマルウェルフェアの推進

アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理は、牛の健康維持や疾病予防に寄与するとともに、国際的な畜産基準の向上や消費者の信頼確保に繋がる重要な取組である。国では「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」（農林水産省 令和5年7月策定）を定め、指針に沿った飼養管理の普及・定着を進めている。本県では、指針を踏まえ、生産者や消費者への理解醸成を図るとともに、県内の実情に応じた改善事例の収集・紹介を進めることで、段階的な取組の定着を支援する。特に、都市近郊型経営や繋ぎ飼い方式が多い本県では、以下の具体的な改善方法を示し、生産者が実践可能な方法を検討し、支援を行う。

- ・ 牛の飼養頭数に応じた適正な送風機や換気扇を設置し、新鮮な空気を供給する。
- ・ 床面は清潔で乾燥した状態を保ち、滑りにくい床材を使用して、牛の蹄病や怪我のリスクを低減する。
- ・ 飼育密度を適切に管理し、牛が横になったり自由に立ち上がったりできる十分なスペースを確保する。
- ・ 個々の牛の状態を観察し、適正なBCS（ボディ・コンディション・スコア）の維持に努め、異常があれば早期に飼養管理の見直しを行う。
- ・ 飼育者が穏やかに接し、牛に恐怖感を与えないよう心掛け、精神的ストレスの軽減を図る。
- ・ 群飼の場合は、牛同士の闘争を防ぐため、個体の相性や性格を考慮して管理する。
- ・ 繋ぎ飼い方式の牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるよう配慮する。

2 自然災害に強い畜産経営の確立

近年、地震や台風、豪雨等の自然災害が頻発しており、畜産経営においても備えが不可欠である。県は、生産者、畜産関係団体、市町村との連携を強化し、生産者が以下の取組を実施できるよう支援する。

- ・ 事前の備えとして、生産者は、本県の「畜産気象災害の技術対策マニュアル」等を活用し災害時の行動計画を作成する。また、非常時の連絡体制、避難場所・避難経路、優先的に復旧させる業務を具体的に定めるほか、畜舎や施設の耐震・耐風対策、排水路の点検・整備、非常用電源（自家発電機等）の確保を行い、家畜を1週間以上飼養できるよう、飼料、飲水、燃料等を備蓄する。
- ・ 災害発生時の対応として、生産者は、従業員や家族の安全を最優先に行動した上で、家畜の避難や保護を実施する。停電時には非常用電源を活用して、搾乳・給水・換気等を継続できるよう努める。
- ・ 災害後の復旧と経営継続に向けて、生産者は農業共済制度や民間の畜産保険を活用するとともに、国や自治体が提供する緊急支援事業や補助金等の情報を迅速に収集し、経営再建に活用する。県は、情報提供を充実させ、生産者が支援策を有効活用できる環境を整備する。

3 暑熱対策の推進

本県においては、年平均気温が 100 年あたり約 2℃上昇しており、畜産経営における暑熱の影響が深刻化している。乳用牛では乳量、乳質や繁殖成績の低下、肉用牛では飼料摂取量や増体率の低下が懸念されるほか、作業者の熱中症や作業効率の低下のリスクも顕在化している。また、飼料作物の生育や害虫・病害の発生状況が気候変化により大きく影響を受けている。このため、県は、生産者、畜産関係団体、市町村と連携し、以下の取組を推進する。

- ・ 飼育密度の緩和や、畜体への散水・散霧を実施して、家畜の体感温度を下げるとともに、畜舎内への効果的な送風を行い、作業者の作業環境の改善も図る。
- ・ 遮光ネット、グリーンカーテン、断熱材や遮熱塗料を活用し、輻射熱の影響を軽減する。
- ・ 良質で消化率の高い飼料の給与や、清潔で冷たい水の給与に努めつつ、耐暑性に関与する遺伝子情報を活用した交配による改良に取り組む。
- ・ 飼料作物では、県内の気象条件に応じた適切な草種や品種を選定し、作付け体系の導入を推進する。

4 経営安定対策等の着実な運用

本県では、大消費地に近い立地を活かした畜産経営の安定化に取り組んでいる。主な取組としては、畜産物の高付加価値化と地域資源の活用による地域ブランドの確立、農場直売所やカフェ併設による 6 次産業化、食品残さを利用したエコフィードの活用等がある。県は、酪農経営や肉用牛生産振興、畜産環境保全等に関する補助事業を通じ、生産者が以下の取組を実施できるよう支援する。

- ・ 独自ブランドの確立や、農場直売所、カフェ併設等を通じ、大消費地という利点を活かした収益向上を図る。
- ・ エコフィードの活用や、近隣農家との連携による稲わら等の利用を進め、資源循環型の飼料を活用する。
- ・ 生産者と消費者の交流や畜産現場の紹介を通じて、畜産への理解と信頼を醸成する。

これらの取組を通じて生産者がやりがいを持ち、安定して存続できる畜産経営の実現を目指す。さらに、生産者と消費者がつながり、食と命の理解を深めることで、地域に愛され、共に発展する畜産を推進する。